

柏行審第50号
令和3年9月27日

柏市長 秋山浩保様

柏市行政不服及び情報公開
・個人情報保護審議会
会長 神谷敦宏

審査請求に対する答申について

令和2年12月15日付け柏保政第542号で諮詢のあった事案について、下記のとおり答申します。

記

1 当審議会の結論

柏市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して行った令和2年9月3日付けの保有個人情報の不訂正決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人である開示請求者（以下「開示請求者」という。）が、実施機関に対し、令和2年5月13日、柏市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条の規定により、次の保有個人情報の開示を請求した。

ケース記録票

請求者の情報を内縁の転居先に知らせた管理台帳の内容

上記に伴う、請求者に転居指示をした管理台帳の内容

(2) 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報として、次の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定した。

平成30年7月3日から令和2年5月12までのケース記録票

(3) 実施機関は、開示請求者に対し、令和2年6月11日付で保有個人情報の部分開示決定の通知をした。

(4) 開示請求者は、実施機関に対し、令和2年7月31日付けで本件保有個人情報の訂正請求を行った。

ア 担当者との電話が原因で119番通報に至った事実を記載すべきである。(訂正請求1)

イ 公文書に事実でない記載をしている。開示請求者が虚偽内容を担当者に伝えたことになっている。事実だと言い張るなら、生活支援課でも事実であるという証明を提出すべきである。(訂正請求2)

ウ 元内縁との電話対応を正直に記載すべきである。(訂正請求3)

(5) 実施機関は開示請求者に対し、条例第35条第2項の規定により、保有個人情報不訂正決定の通知をした。

(6) 開示請求者は、本件保有個人情報の不訂正決定を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、令和2年11月9日付けで実施機関に対し、審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨及び理由

(1) 本件処分を変更し、保有個人情報の一部を訂正する処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書等で主張する要旨は、次のとおりである。

ア 訂正しない理由が論外で、筋道が通っていない。審査請求人が不動産会社に確認したところ、市役所に対してそのような回答はしていないとの返事があった。また、審査をするのは保証会社であって不動産会社ではないから、回答できる立場でない不動産会社に問い合わせて情報を記載するなど正気の沙汰ではない。石崎ケースワーカーが不実記載をしたという申出に対して、記載した當人である石崎ケースワーカーに聴取するというのも常識を逸脱しすぎであって正気の沙汰ではない。

公文書に記載されている内容が審査請求人の主張と真逆である限り、公文書の記載が正しいという物証を提出すべきである。 [REDACTED] に事実を確認すべきである。常識的

に判断して、不動産業者は審査をする保証会社ではない。この矛盾についても釈明すべきである。物証の提示や矛盾の釈明が出来ないなら、速やかに訂正申立のとおりに訂正すべきと主張する。

イ 11月5日に、石崎ケースワーカーから架電連絡があった証明があると主張する。電話機の着信履歴を撮影してある。さらに、市役所では、電話応対中に審査請求人が体調を崩して119番通報に至ったと認めている。認めておきながら、別の書面で否定するのは矛盾である。添付した写真からして生活支援課から入電があったのは事実であり、その2分後に119番通報したのも、入電との時間差からして関連性があることは、事実であるという証明になる。なによりも、市役所からの書面で認めているという動かぬ証明がある。速やかに訂正申立を認めるべきと主張する。

記録記載内容は、電話で審査請求人と会話した事実などは、詳細としてこと細かに記載しているのに、電話で要件が終わらないのに、審査請求人が該当職員に119番と告知したのに、記載しないというのも、事の重要性からして不自然なことである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、次のとおりである。

審査請求人が訂正を求めた事項について調査した結果、保有個人情報の内容のうち令和元年11月1日については、次の理由（1）により、事実に合致すると考えるため、不訂正とする。

また、令和元年11月5日及び平成30年6月22日以降の記載については、次の理由（2）及び（3）により、訂正決定するに足る心証が得られなかつたため、不訂正とする。

（1）当該保有個人情報を記載した石崎ケースワーカーにケース記録記載内容の真偽について聴取したところ、記録にある不動産会社とのやり取りは事実であるとの回答であり、また、記録を訂正決定するに足る資料等も存在しないため。

（2）令和元年11月5日における審査請求人と生活支援課との通話内容が不明であり、また生活支援課における対応者も判明し

ないことから、当該通話と審査請求人の救急搬送との直接の因果関係が明らかでないため。

(3) ケース記録の作成目的から、保護者本人、関係者及び関係機関とのやり取りの記録は作成されるが、平成30年6月22日以降の保有個人情報の内容については、開示請求時に審査請求人と実施機関とのやり取りに関する部分に限る開示であったため、請求範囲に含まれておらず、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報とはいえない。また、提出資料の記述及び内容から訂正を認めるに足る内容及び心証も得られていないため。

5 当審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、生活保護者の最低生活の保障及び自立の助長に資するための取り組みや関係機関からの取得情報、協議調整内容等を時系列で表記し、自立助長を推進することを目的として作成されるケース記録である。

(2) 訂正決定の要件について

ア 条例第32条は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができる」と規定している。

これは、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正を請求することができることを定めたものであり、請求の対象は事実に限られ、評価・判断には及ばないと趣旨である。ここでいう「事実」とは、氏名や生年月日、住所、金額、数量等の客観的に判断できる事項をいう。

なお、訂正請求は保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）自体を目的としており、当時の状況等をすべて把握して真実を確認するものではない。したがって、保有個人情報を訂正するに当たり、記載されている保有個人情報が事実と合

致していないという客観的な証拠がない場合は、訂正を行うか否かの判断をすること自体が困難となる。

イ 条例第34条は、「訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。そして、「訂正請求に理由があると認めるとき」とは、訂正請求の内容が事実であることが判明したときをいうとされている。

そこで、本件保有個人情報に係る訂正請求の内容が客観的に判断できる事実であるか否かについて検討する。

(3) 訂正決定の該当性について

ア 訂正請求1について

審査請求人と生活支援課担当者との電話と119番通報に関して、事実が客観的に判断できない。

イ 訂正請求2について

不動産業者との審査に関するやり取りについて、事実が客観的に判断できない。

ウ 訂正請求3について

元内縁の妻に係る情報については、開示を受けた保有個人情報ではなく、訂正の対象とならない。

(4) 結論

以上検討したとおり、「1 当審議会の結論」とおり判断する。

6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別表のとおりである。

別表

年 月 日	処理 内 容
令和 2 年 1 2 月 1 5 日	諮詢
1 2 月 2 2 日	第1回審議
令和 3 年 1 月 1 5 日	審理手続の併合（計2件）
1 月 2 2 日	審査請求人の反論書の收受
1 月 2 8 日	第2回審議

2月22日	第3回審議
3月22日	審理手続の併合（計4件）
3月26日	第4回審議
4月26日	第5回審議
5月31日	第6回審議（審査請求人の意見陳述及び審議）
7月1日	第7回審議
8月4日	第8回審議
8月31日	第9回審議
9月27日	答申